

No 322

## 平成30年度 港区事務事業評価シート

## 評価対象

事務事業名	区民参画によるまちづくりの推進	開始年度	平成 19 年度
所属	街づくり支援部都市計画課街づくり計画担当	種別	—
所管課長	街づくり支援部都市計画課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(1) 多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する		
施策名	② 参画と協働によるまちづくりの推進		

## 事業概要

事業の目的	「港区まちづくり条例」を活用したまちづくりの普及・啓発、活動に対する支援やルールの認定により、地域が主体となった区民参画によるまちづくり活動を推進していきます。
事業の対象	地区まちづくりルール認定審査会委員 まちづくり組織（条例に基づく登録された団体） 区民
事業の概要	・「港区まちづくり条例」を活用したまちづくりについて、パンフレットの作成・配布や広報みなど、ホームページ等の活用により、制度の説明や活動組織の紹介等を行い、普及・啓発を行います。 ・まちづくり組織から申請された「地区まちづくりルール」に対し、「地区まちづくりルール認定審査会」の開催により適正に審議を行い、認定を行います。
根拠法令等	港区まちづくり条例、同施行規則

## 事業の成果

指標	指標1	地区まちづくりルール認定審査会の開催回数			指標2	パンフレットの印刷			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	2	1	50.0%	平成28年度	1,000	1,000	100.0%	平成28年度			
平成29年度	2	1	50.0%	平成29年度	0	0		平成29年度				
平成30年度	1	—	—	平成30年度	1,000	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果  
平成26・27年度は、まちづくり組織から「地区まちづくりルール」の申請を受けて「地区まちづくりルール認定審査会」を開催し、認定を行いました。認定を受けた組織は、地域が主体となってルールの運用を進めているとともに、地区計画等の活用も視野に入れて活動を続けています。また、平成28・29年度は地区まちづくりルールの認定に限らず、市街地再開発事業への移行など、様々な形で活動目的を達成している組織が見られるため、ルールの申請がなくとも、そのような各組織の活動状況及び今後の見込みについて審査会に報告をし、意見を伺っています。  
パンフレットについては、年間500部程度を想定して隔年で印刷を行い、窓口での一般配布や地域のまちづくり活動の場での配布を行っています。

## 事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	781	781	0	0	0	0	0	0	781	663	85%
平成29年度	448	448	0	0	0	0	0	0	448	336	75%
平成30年度	270	270	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
平成28・29年度はそれぞれ日本語版、英語版パンフレットを作成・印刷しましたが、平成30年度は日本語版パンフレットの増刷のみ行うため減額となっています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	平成29年度に作成した英語版パンフレットを活用し、制度についてより広く周知することを目指します。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	まちづくり条例に基づく登録を受けたまちづくり組織は、現在、区内に9団体あり、各団体が目的をもって活動を進めていることから、今後もルールの申請が見込まれます。また、組織登録を受けていない任意団体もまちづくり組織の登録へ向けた講演会の開催等を行っており、区内全域においてこうした活動がさらに広がるよう、引き続き普及・啓発が必要です。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	近隣他自治体においても、地域が主体となったまちづくりを支援する条例や認定審査会の設置事例があります(大田区、墨田区など)。
コスト削減の工夫・余地	パンフレットについては、隔年で2か年分をまとめて印刷を発注することで、単価の削減を図っています。また、窓口で配布を行っているほか、ホームページにも掲載することで、印刷総数の削減を図っています。現在は印刷総数をほぼ使い切っていますが、今後はホームページを案内するなど工夫することで印刷総数を削減することも考えていきます。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	今後、パンフレットの改正等を行う際にデザインや印刷について委託することが考えられます。
事業の課題	まちづくり条例をより使いやすい制度とするため、平成27年度に課題を整理し、平成28年度にかけて規則の一部改正やパンフレットの掲載内容の見直し、平成29年度に「まちづくり活動助成要綱」を改正を行うなど、組織登録からルール認定後の実践にいたるまでの運用改善を行ってきました。引き続き総合支所を交えた検討部会で制度の改善策について検討していきます。
次年度へ向けた事務の改善点	今後も、まちづくりに関する情報提供や窓口相談を充実させるとともに、各地区総合支所と街づくり支援部が連携して、地域の特性を活かしたまちづくりの支援を進めていく必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	これまでの各まちづくり組織の活動実績や今後の活動見込みを踏まえ、区の活動支援や継続的な普及啓発の必要性が極めて高いと言えます。
② 事業の効果性	4	まちづくり組織は現在9組織が登録され、各団体がそれぞれの段階での活動をしています。また、地区まちづくりルールの認定を受けた組織は、地元主体でルールの運用を行っており、本制度に基づいて地域主体のまちづくりが進められています。
③ 事業の効率性	4	特定の対象者向けに偏った事業ではなく、ソフト面のまちづくり、ハード面のまちづくりを含めて、行政主体ではなく地域の発意に基づき効率的に進める事業です。また、まちづくりに関する相談や活動に対する費用の助成など制度の運用は、各総合支所が総合窓口となり行っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	地域主体のまちづくりを推進していく上で、現在活動を進めている組織の支援や新たなまちづくり活動の気運を誘発する普及啓発は、区として極めて必要性の高い事業であり、効果性・効率性も高いことから、継続していくべきものと考えます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	都市計画情報配信	開始年度	平成 18 年度
所属	街づくり支援部都市計画課都市計画係	種別	—
所管課長	街づくり支援部都市計画課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる		
施策名	① 地域の特性を生かした土地利用の誘導		

事業概要

事業の目的	都市計画に関連する土地利用を適切に誘導するため、都市計画の内容をとりまとめた「港区都市計画概要」等により、区民、不動産業者、設計者等に都市計画情報を案内するとともに、区ホームページを活用し「都市計画情報提供サービス」による都市計画情報を区民等へ積極的に提供します。
事業の対象	区民、不動産業者、設計者等
事業の概要	<p>○「窓口用用途地域図」による都市計画情報の提供・・・窓口や電話による用途地域等の都市計画に関する問い合わせに対し「窓口用用途地域図」を活用し、情報提供を行います。</p> <p>○「港区都市計画概要」の販売・・・都市計画情報をまとめた冊子（都市計画概要、用途地域地区等図、都市計画施設等図）を一部1,000円で販売します。</p> <p>○「都市計画情報提供サービス」のインターネット配信・・・地図配信ASPサービスを活用し、区ホームページにより都市計画情報を提供します。</p>
根拠法令等	都市計画法

事業の成果

指標	指標1	「都市計画概要」頒布実績			指標2	都市計画情報インターネット配信アクセス数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	400	401		100.3%	平成28年度	55,000		69,137	125.7%	平成28年度
平成29年度	400	362	90.5%	平成29年度	60,000	69,302	115.5%	平成29年度				
平成30年度	400	—	—	平成30年度	65,000	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果  
都市計画情報提供サービスは平成18年度から行っており、年々利用者の認知度が向上しています。また、窓口用用途地域図も一般に普及されている住宅地図を最新の情報に更新することにより、調査地の検索が容易になり、問い合わせの時間短縮につながっています。都市計画概要の頒布実績は、販売数と関係行政機関等への送付分の合計となっています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	9,171	9,171	0	0	0	0	-497	0	8,674	8,121	94%
平成29年度	4,466	4,466	0	0	0	0	0	0	4,466	3,969	89%
平成30年度	5,748	5,748	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
・窓口用用途地域図作成年度のため、平成30年度は事業費が増加しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	区ホームページの都市計画の関連する頁を整理し、さらに使いやすいものとした。また、港区都市計画情報提供サービスをリニューアルし、閲覧しやすいものとした。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	都市計画の調査で都市計画課の窓口を訪ねてくる方は依然として多いため、都市計画概要の販売、インターネットによる情報配信は、今後も継続していくことで区民ニーズにこたえるものとなります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	東京都並びに市区町村において、インターネットによる情報提供と都市計画概要の販売をしています。
コスト削減の工夫・余地	窓口用用途地域図の作成は1年おきにするにより、コストを抑えています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	窓口用用途地域図の作成委託 港区都市計画概要の作成委託 都市計画情報提供サービスのインターネット配信業務委託
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	インターネット配信サービスの認知度を高めて、情報量を充実させていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	区ホームページの都市計画の関連する頁の内容を拡充し、さらに使いやすいものとしていきます。また、港区都市計画情報提供サービスの認知度を充実していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	都市計画情報はまちづくりを行う上で基礎的な情報であり、今後も継続していく必要があります。
② 事業の効果性	4	「都市計画概要」の部数に関しては概ね目標どおりの頒布状況となっており、インターネットアクセス数は100%を超える達成率となっています。
③ 事業の効率性	4	事業の実施手段はおおむね妥当であり、都市計画図書のデータベース化により、窓口業務の効率化が図られています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	都市計画情報を区民に広く公開するという目的は達成できており、事業の効果性もインターネット配信サービスへのアクセス件数に高く表れています。 本事業は、他区でも取り組んでおり、港区として今後も継続していく必要があります。 今後は、事業の効率性をさらに高めていくために、インターネット配信サービスの更なる周知及び都市計画情報の追加など、問い合わせに対応する情報を整理・拡充しながら継続していく必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	景観形成推進	開始年度	平成 21 年度
所属	街づくり支援部都市計画課街づくり計画担当	種別	—
所管課長	街づくり支援部都市計画課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる		
施策名	② 地域特性を生かした魅力のある街並み景観の形成		

事業概要

事業の目的	<p>①景観計画の改定や景観計画に定められた行為の制限に適合しない建築計画等に対する勧告・変更命令など、区の良い景観の形成に関する重要な事項について、「港区景観審議会」に対して意見聴取を実施します。</p> <p>②良好な景観の形成に関して功績のあった施設や活動、区民が愛着を持つ景観などを表彰することにより、景観に対する普及啓発を図ります。</p>
事業の対象	<p>①景観審議会委員（学識経験者及び区民）</p> <p>②景観表彰選定審査会委員、区民及び事業者</p>
事業の概要	<p>①景観審議会は、年間2～4回程度実施します。 委員は、学識経験者7名 区民委員3名により構成されています。</p> <p>②「景観表彰選定審査会委員（景観審議会委員、景観アドバイザー、街づくり支援部長からなる6名）」により、表彰対象となる施設等を選定します。 選定された施設等は、パンフレットの作成や区役所・総合支所でのパネル展示などにより広く周知するとともに、施設の建築主等に対して表彰状及び記念品を贈呈します。</p>
根拠法令等	<p>景観法 港区景観条例 港区景観条例施行規則 港区景観表彰実施要綱 港区景観表彰選定審査会運営要領</p>

事業の成果

指標	指標1	景観審議会実施回数			指標2	表彰選定審査会開催回数			指標3	景観表彰制度受賞案件数 (景観街づくり賞特別賞を除く)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	3	3	100.0%	平成28年度	2	2	100.0%	平成28年度	3	5	166.7%
平成29年度	4	4	100.0%	平成29年度	5	5	100.0%	平成29年度	10	7	70.0%	
平成30年度	3	—	—	平成30年度	5	—	—	平成30年度	13	—	—	

指標から見た事業の成果

①景観審議会については、概ね年間3回程度の開催を行い、景観計画の改定や景観表彰制度の拡充など、主に景観行政に係る制度設計等についての審議を行ってきています。

②平成29年に新たな賞を創設したため受賞案件数が増加しています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,528	1,528	0	0	0	0	30	0	1,558	1,087	70%
平成29年度	2,608	2,608	0	0	0	0	-179	0	2,429	2,071	85%
平成30年度	1,813	1,813	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況

審議会開催予定数、隔年で増刷している子供向け景観啓発パンフレットの印刷の有無等により事業費が変動しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	平成29年度に新たな賞（区民景観セレクション）を追加した景観表彰制度のより一層の周知を図ります。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	①区民の景観に対する意識の高まりや、景観計画改定による届出件数の増加や屋外広告物の事前協議の開始等を受け、景観審議会の役割は益々高まっていくことが予想されます。 ②表彰制度の周知を広げた結果、区民景観セレクションの応募件数が平成29年度の32件から、平成30年度は86件に増えてきており、区民の意識も高まりつつあります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	①景観行政団体の多くの自治体が、景観条例に基づく景観審議会を設置・運営しています。 ②表彰制度については、他の区市町村においても多くの事例があります。毎年度継続してだけでなく、テーマを増やしたり、新たに表彰制度を開始する事例も見られ、他の自治体から制度に関する問合せを受けることもあります。
コスト削減の工夫・余地	①景観審議会や選定審査会は、説明にあたりパワーポイントを利用することによって、紙資源の使用を削減しています。 ②「みどりの街づくり賞」と連携してパンフレットの作成や表彰式の開催をすることで、経費削減及び普及啓発効果の向上を図っています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	景観審議会録音テープ反訳
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	景観表彰制度について、平成29年度の賞の新設、平成30年度の応募数の増加に伴う、事務改善に対応するため、公募案件の現地調査等の取りまとめや審査会運営支援等の委託を行うことにより、より効率的な制度運営及び景観意識の普及啓発が可能になります。
事業の課題	表彰制度は、平成28年度まで区と協議を行った民間施設を表彰する「景観街づくり賞」が中心となっていました。区民等の良好な景観の共有と景観意識のより一層の向上を図るため、平成29年度から公募した景観を表彰する「区民景観セレクション」を創設しました。今後、本表彰制度の認知度を拡大し、普及啓発効果を高めていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	制度の認知度の向上を目指し、より一層、周知を強化するとともに、より効率的な公募方法を検討し、応募数の増加に対応するために委託による業務の支援が必要です。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	平成27年度に改定した港区景観計画に基づき、景観行政団体として積極的な景観誘導を進めていくことは区の使命であり、良好な景観形成に関し、重要な事項を審議し、区民や事業者の意識を高めていくため、本事業の必要性は極めて高いと言えます。
② 事業の効果性	5	景観計画の改定や景観表彰制度の拡充にあたっては、景観審議会での専門的な審議を重ねることにより、港区独自のきめ細かな内容を盛り込むことで、建築物等の適切な指導誘導ができています。また、毎年度の表彰の実施にあたっては、選定審査会の現場視察・議論を経て賞を決定し、評価のポイント等を含めて公表することで、効果的に普及啓発を行うことができています。
③ 事業の効率性	4	景観審議会では、日頃景観協議に携わっている景観アドバイザーにも出席してもらうことで、協議の実態を踏まえた審議が可能となり、効率的な意見交換の場となっています。また、表彰制度については、公募数の増加に対応した、より効率性な実施方法を検討していくことが必要です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	<p>良好な景観形成は長年をかけて実現させていくものであり、その推進のための事業は完結する性質のものではないことから、今後も継続した事業の実施が必要不可欠です。その上で、専門的見地および区民目線から審議を行い、港区の地域特性を踏まえた制度設計や運用に繋げていくために景観審議会の開催は必須です。</p> <p>また、景観審議会の審議を経て拡充した表彰制度については、2年目で応募件数が大幅に増えたことから、今後の継続的かつ発展的な制度の運用に向けて取組を進めており、引き続き良好な景観に対する区民、事業者等の意識向上及び意識共有を進めていく必要があります。</p>
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	